

いわて認知症希望大使活動要領

この要領は、いわて認知症希望大使設置要綱（令和6年4月23日制定）第10の規定に基づき、いわて認知症希望大使（以下「大使」という。）の活動について、必要な事項を定めるものとする。

第1 活動休止・辞退

- (1) 大使又は大使の活動を支援する者（以下「支援者」という。）の都合により、活動の継続が困難となり、活動を休止又は大使を辞退したい場合は、別紙1「いわて認知症希望大使活動休止・辞退届」を県に提出すること。
- (2) 休止後に活動を再開したい場合は、別紙2「いわて認知症希望大使活動再開届」を県に提出すること。

第2 活動依頼・報告

- (1) 県が大使に活動を依頼するときは、大使又は支援者に対し依頼するものとする。
- (2) 市町村及び関係機関（以下「市町村等」という。）が大使に活動を依頼するときは、原則として活動希望日の1か月前までに別紙3「いわて認知症希望大使活動依頼書」を県に提出するものとし、県は、内容に応じて大使又は支援者と調整を行い、依頼元の市町村等に対し大使を紹介するものとする。
- (3) 依頼元の市町村等は、県から紹介のあった大使又は支援者に直接活動の依頼を行い、大使から活動の承諾を得るものとする。
- (4) 依頼元の市町村等は、活動終了後、原則として1か月以内に別紙4「いわて認知症希望大使活動報告書」を県に提出すること。

第3 経費負担の基準

- (1) 県が依頼する活動については、県の講師報償費支給基準に基づいて支給する。
- (2) 旅費については、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第14号）を準用して支給する。

附 則

この要領は、令和6年4月23日から適用する。